

令和2年10月1日から

「富山県重度心身障害者等医療費助成制度」

が変わります




助成
制度

新たに65歳未満の精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方が対象となります

「富山県重度心身障害者等医療費助成制度」は、障害のある方々を対象に、医療費の自己負担分を助成する制度です。

助成を必要とする方々が安心して医療を受けられるよう、**令和2年10月1日以降診療分の医療費から、自己負担分全額助成の対象となる方を拡大します。**

※65歳以上の方の取扱いとは従来通りです

対象者	対象医療	助成額
<ul style="list-style-type: none"> ●自己負担分全額助成の対象者 (1) 身体障害者手帳1・2級所持者 (2) 療育手帳A所持者 ●令和2年10月1日から追加される対象者 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 <p>※有効期限内のものに限る</p> <p>※所得制限があります (対象となる障害者の属する世帯の前年分の合計所得金額が1,000万円未満であること)</p>	<p>入院、通院の内、医療保険が適用される医療等</p> 	<p>自己負担分を全額助成 (食事・生活療養費等の保険対象外の費用は助成されません)</p>

〔65歳未満で〕

● 事前に市町村の窓口で申請し、受給の決定(受給者証の交付)を受ける必要があります

● 精神障害について、手帳のない方は**精神障害者保健福祉手帳1級の手帳を取得する必要があります** (申請窓口は市町村となります)

○ 自立支援医療受給者証(精神通院)は、これまで通り申請していただきますようお願いいたします

※ 市町村によって制度の内容や手続きが異なる場合がありますので、詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください



富山県 厚生部 健康課 精神保健福祉係

TEL:076-444-3223